



届出手続の変更点

●新たに日本に入国された外国人の方

新たに日本に入国し、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」（在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。）の方は、新たに住所を定めた日から14日以内に、在留カード（空港等で在留カードが交付されなかった方については、パスポート）などをお持ちになって、市役所本庁舎又は各事務所の窓口で転入の届出を行う必要があります。

●転入・転出

住民基本台帳制度では、外国人住民の方も、別の市区町村へ引っ越しをする際には、転出の届出を行うとともに、転入の届出を新たにお住まいになる市区町村にて行う必要があります。

転入の届出の際、外国人住民である世帯主の方と同じ世帯の外国人住民の方につきましては、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書（本国の政府等公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など）が必要となります。なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、あわせて日本語の翻訳文も必要となりますので、ご注意ください。

●市内での住所変更（転居）

新しい住所を定めた日から、14日以内に在留カード等をお持ちになって、市役所本庁舎又は各事務所の窓口で転居の届出を行う必要があります。

●世帯主、世帯変更

世帯主および世帯主との続柄または属する世帯に変更があった日から、14日以内に窓口で変更の届出を行う必要があります。世帯主または世帯主との続柄が変更となった方については、世帯主との続柄を証明できる文書（本国の政府等公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など）が必要となります。なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、併せて日本語の翻訳文も必要となりますので、ご注意ください。

住民票の内容

●外国人住民票の記載内容

外国人住民の住民票には、おおむね以下の内容が記載されます。

- 氏名（住民票に通称が記載されている場合は、氏名及び通称）
- 出生の年月日
- 男女の別
- 世帯主である旨又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 住所（及び転居した場合はその住所を定めた年月日）
- 転入届出の年月日（または職権記載をした年月日）および従前の住所
- 住民票コード
- 国籍・地域
- 外国人住民となった年月日
- 中長期在留者等である旨 ※1（詳細は下記を参照）
- 在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カードの番号等
- 通称の記載及び削除に関する事項

※1… 中長期在留者の場合

・中長期在留者である旨

・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号

特別永住者の場合

・特別永住者である旨

- ・ 特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
- 一時庇護許可者・仮滞在許可者の場合
 - ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨
 - ・ (一時庇護許可書に記載されている) 上陸期間又は仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
- 出生による経過滞在者・国籍喪失による経過滞在者
 - ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

在留カードおよび特別永住者証明書

● 在留カードの交付

在留カードは、新規の上陸許可・在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可を受けた中長期在留する外国人住民（中長期在留者）に対して交付されます。

● 在留カードの記載事項



基本的に顔写真が表示されます。（16歳未満の方の在留カードには顔写真は表示されません。）

1. 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
2. 住居地（本邦における主たる住居の所在地）
3. 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
4. 許可の種類及び年月日
5. 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
6. 就労制限の有無
7. 資格外活動許可を受けているときはその旨

●外国人登録証明書から在留カードへの切り替え

中長期在留者の方が所持する「外国人登録証明書」については、一定の期間（※2）「在留カード」とみなされます。中長期在留者の方は、地方入国管理官署において在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えとなるほか、**地方入国管理官署**で希望により切り替えることができます。

※2（みなされる期間）

永住者	
16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日 または 16歳の誕生日のいずれか早い日まで
永住者以外の在留資格の方	
16歳以上の方	在留期間の満了する日まで
16歳未満の方	在留期間の満了する日 または 16歳の誕生日のいずれか早い日まで

●特別永住者証明書の交付および記載事項

特別永住者証明書は、特別永住者の法的地位等を証明するものとして交付されるもので、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の有効期間の満了日などの情報が記載されます。また、16歳以上の方には顔写真が表示されます。



●外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え

特別永住者の方が所持する「外国人登録証明書」については、一定の期間（※3）特別永住者証明書とみなされます。

※3（みなされる期間）

2012年（平成24年）7月9日時点において 16歳以上の方	外国人登録証明書に記載された確認基準日 または 2015年（平成27年）7月8日のどちらか遅い方の日まで
2012年（平成24年）7月9日時点において 16歳未満の方	16歳の誕生日まで

外国人登録証明書をお持ちの特別永住者の方は、特別永住者証明書とみなされる期間内に、**市役所本庁舎**又は**各事務所**において、特別永住者証明書の交付申請をしてください。

なお、制度変更に伴い、市から有効期間更新のお知らせ等は送付されません。有効期間を経過しても手続きがされない場合、罰則の対象となりますのでご注意ください。

- ◆[特別永住者証明書の交付申請](#)（外部リンク）

●特別永住者証明書の各種申請届出について

申請手続きは**市役所本庁舎**又は**各事務所**で受付しています。

手続の案内（法務省のホームページ）

- ◆[特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出](#)（外部リンク）
- ◆[特別永住者証明書の有効期間の更新申請](#)（外部リンク）
- ◆[紛失等による特別永住者証明書の再交付申請](#)（外部リンク）
- ◆[汚損等による特別永住者証明書の再交付申請](#)（外部リンク）
- ◆[交換希望による特別永住者証明書の再交付申請](#)（外部リンク）
- ◆[特別永住者証明書の交付申請](#) ※施行時に外国人登録証明書を所持していないものからの申請（外部リンク）

●在留カード・特別永住者証明書の氏名表記

在留カードおよび特別永住者証明書の氏名表記については、ローマ字表記を原則としつつ、氏名に漢字を使用することを証する資料に基づき、当該漢字または当該漢字および仮名を使用した氏名を表記（原則としてローマ字氏名との併記）できることとされています。

ただし、特別の事情があると法務大臣が認めるとき、もしくはローマ字氏名の表記が判明しない等の場合、漢字または漢字および仮名を使用した氏名のみで表記されます。

また、在留カード等の表記にならない、住民票の氏名が記載されます。

●在留カード・特別永住者証明書の通称表記

通称名については、在留カードおよび特別永住者証明書には記載されません。

なお、通称名が住民票に記載されている場合には、住民基本台帳カードの券面にも記載されます。

住民基本台帳カード

●住民基本台帳カード

住民基本台帳カード（以下「住基カード」）とは、セキュリティに優れたICカードで「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

八王子市に住民登録されている方で本人または法定代理人からの申請に基づき、住基カードを交付します。そのため、八王子市に住民登録がある外国人の方も、住基カードを作ることができます。

なお、通称名が住民票に記載されている場合には、住民基本台帳カードの券面にも記載されます。

詳しくは下記の「住民基本台帳ネットワークに関連するサービスなど」の項目を参照

◆[住民基本台帳ネットワークシステム](#)

●外国人住民の方の住基カード有効期限

永住者の方、特別永住者の方

カード発行日から10年間

永住者以外の中長期在留者の方

カード発行日から在留期間の満了の日まで

一時庇護許可者の方、仮滞在許可者の方

カード発行日から上陸期間または仮滞在期間を経過する日まで

出生による経過滞在者の方、国籍喪失による経過滞在者の方

カード発行日から経過滞在期間（出生した日又は日本の国籍を失った日から60日）を経過する日まで

お問い合わせ先

八王子市役所 市民部 市民課

TEL : 042-620-7232

受付時間 : 平日 8:30 から 17:00

★ 外国人住民向け情報誌 **Ginkgo** を発行しています。
Ginkgo は市の施設などで無料配布しています。
お問い合わせは、**多文化共生推進課** (TEL : 042-620-7437)
※また、八王子市のホームページでも Ginkgo がダウンロードできます。
多言語ホームページはこちら。

URL : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/english/index.html> (English)
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/chinese/index.html> (中文)
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korea/index.html> (한국어)